条件付き一般競争入札　説明書

1. 公告日　令和７年４月２３日（水）
2. 契約窓口

（１）法人名　　　　：株式会社シカタ（代表取締役：髙田貴寛）

（２）郵便番号　　　：０３９－１２０３

（３）本店所在地　　：青森県三戸郡階上町大字鳥屋部字境窪１１番１

（４）電話番号　　　：０８０－１８３９－２４２８

（５）メールアドレス：admin@jp-shikata.com

1. 工事概要

（１）補助事業名：産地生産基盤パワーアップ事業

（２）工事名　　：ミニトマト栽培施設工事　低コスト耐候性ハウス（連棟型）

（３）工事場所　：青森県階上町赤保内地区

（４）工事概要　：低コスト耐候性ハウスおよび付帯設備一式

４．参加資格の確認等

本入札の参加希望者は、条件付き一般競争入札公告に掲げる参加資格を有する

ことを証明するため、次のとおり参加資格審査申請書を提出し、参加資格の有無

について確認を受けなければならない。

また、令和７年５月１日（木）午後１７時までに申請書を提出しない者、ならび

に参加資格がないと判断された者は本入札に参加できないものとする。

　　　なお、参加資格審査結果通知については、令和７年５月２日（金）までに、

メール（admin@jp-shikata.com）にて通知する。

（１）提出期間：令和７年４月２３日（水）～令和７年５月１日（木）午後１７時

（２）提出場所：２．参照

（３）提出方法：持参または郵送

（４）申請書様式：様式１　条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

（５）結果通知様式：様式２　条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書

（６）様式掲載場所：株式会社シカタホームページにて公開

（７）その他：申請書提出に係る費用は申込者の負担とする

　　　　　　　また、提出された条件付き一般競争入札参加資格審査申請書は返却しな

いものとし、契約窓口は提出されたものを入札参加資格確認以外で申込

者に無断で使用しない

５．入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、契約窓口に対して参加資格がないと認めた

　　理由について、次の通り書面（任意様式）により説明を求めることが出来る。

（１）提出期限：令和７年５月７日（水）まで

（２）提出場所：２．参照

（３）提出方法：持参または郵送ならびにメール

（４）その他：契約窓口は、令和７年５月８日（木）までに説明を求めた者に対し、

　　　　　　　メール（様式３　条件付き一般競争入札参加資格審査結果理由説明書）

にて通知する

（次頁へ）

（前頁より）

６．現場説明会

（１）日時：令和７年４月２８日（月）午前９時３０分から

（２）集合場所：ハートフルプラザ・はしかみ中会議室

（青森県三戸郡階上町道仏天当平１－１８２）

事前説明後、工事場所へ移動し説明および質疑、回答を行う

　　　　　　 なお、原則として、現場説明会へ参加できない者は、入札参加資格を

満たさないものとする

（３）事前連絡：現場説明会参加希望者は事前に以下のいずれかへ連絡すること

　　　　　　　（電話）０８０－１８３９－２４２８

　　　　　　　（メール）[admin@jp-sikata.com](mailto:admin@jp-sikata.com)

７．入札説明書に対する質問

（１）質問期間：令和７年４月２３日（水）～令和７年４月２８日（月）

（２）提出方法：メール（宛先：admin@jp-shikata.com）にて送付（任意様式）

（３）質問回答：メール（送付元：admin@jp-shikata.com）にて送付

　　　　　　　　なお、質問回答は令和７年４月３０日（水）までに実施する

８．入札および開札日時ならびに開催場所等

（１）日時：令和７年５月９日（金）午前１０時

（２）場所：ハートフルプラザ・はしかみ中会議室

（青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平１番地８７）

（３）その他：入札に当たっては、一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式２）を

持参し、事前に提示すること

また、代理人が入札するときは、委任状（様式４）を事前に提出すること

９．入札の方法

（１）入札書は、次のとおり記入する

ア．工事入札金額（消費税を含まない）

イ．法人名・代表者・法人印

ウ．入札年月日を記入する

（２）入札執行回数は原則２回とする（落札者がいない場合、直ちに再入札を行う）

（３）入札の無効（次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする）

ア．入札参加資格のない者

イ．代理人で委任状を提出しない者

ウ．入札に必要な事項を記載しない者

エ．同時に２つ以上の入札書を提出した者

オ．入札に関して不正な行為を行った者

カ．入札の時間に遅れてきた者

（４）最低制限価格

最低制限価格は設定しない

（次頁へ）

（前頁より）

（５）落札者の決定方法

ア．当社が作成する予定価格範囲内のうち、最低価格者をもって落札者とする

イ．最低価格入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する

ウ．予定価格に達しない場合は、直ちに再入札を行う（原則２回とする）

なお、執行の結果予定価格に達しない場合は入札者のうち最低価格のものと随意

契約が可能か協議を行うものとする。

協議の結果、随意契約に至らない場合は、入札不調と判断し、とりやめるものと

する。

１０．入札書記載金額等

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に

　　　相当する金額を加えた額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地

方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること

（２）入札書の余白に備考として次のように記載すること

備考：入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の１０に相当

する金額を加えた額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額）である

（３）宛名は、「株式会社シカタ　代表取締役　髙田貴寛」とすること

１１．入札に係るその他事項

1. 入札書は「様式５入札書」を用い、封書にて所定時刻までに入札箱に投入すること
2. 代理人をもって入札させるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札

書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること

（３）落札者と当社は、双方協議のうえ、入札者心得書（青森県財務規則別記第１）の

規定に則り、契約（仮契約含む）を取り交わすこととする

（４）開札の結果、落札者がいない場合は、必要に応じて直ちに再度の入札を行うもの

とする。この場合に入札できる者は、当初の入札に参加した者とする。

（５）入札および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国

通貨に限るものとする

（６）入札書の提出は郵送およびＦＡＸ等その他の方法による入札を認めないものとする

（７）入札書は封筒（別添１（封筒記載例）参照）に入れ、封印し、かつ封表に必要事項

　　　を表記、押印すること

（８）入札参加者は、入札書の提出と同時に図面および構造計算書を提出すること

（９）入札参加者は、業務実施体制として、業務統括責任者を中心とした、運用体制図

を提出すること

（10）入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和２２年

法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない

（11）入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思

について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない

（12）入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示

してはならない

（次頁へ）

（前頁より）

１２．入札のとりやめ等

　　　　入札参加者が連合し、または不穏の行為をするなどの場合において、入札を公

正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加

させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

１３.契約手続等

（１）当社は落札決定後速やかに工事請負契約書案（別添２）を提示し落札者は７日以内

を目安に契約合意をしなければならない

また、契約締結日は、落札日とする

なお、工事請負契約書の様式および内容については、当社および落札者双方協議の

うえ決定するものとする

（２）上記期間内に契約書案の合意がない場合は、落札者または契約の相手方としての

　　　権利を放棄したものと見なすことができる

（３）本工事の支払条件については、下記のとおりとする

　　　なお、具体的な支払日時は工事進捗等の事情を鑑み、双方協議のうえ決定するもの

とする

ア．前払い金（工事着手時）　　　　　　　：　請負代金額２０％

イ．中間払い金（工事進捗により決定）　　：　請負代金額３０％

ウ．完成払い金（完成検査合格、引渡時）　：　請負代金額５０％

１４．契約者の氏名、その所属する部局および名称ならびに所在地

（１）郵便番号：０３９－１２０３

（２）本店所在地：青森県三戸郡階上町大字鳥屋部字境窪１１番１

（３）所属部局：株式会社シカタ

（４）職名：代表取締役

（５）氏名：髙田貴寛

１５．調達物品等

　　　　別添２（工事請負契約書案）による

１６．契約書の提出

　　　　落札者は、株式会社シカタ代表取締役から交付された契約書案に記名押印の

うえ、落札決定の日から７日以内を目安に、株式会社シカタ代表取締役に提出し

なければならない。

　ただし、株式会社シカタ代表取締役が事情やむを得ないと認めるときは、この

期間を延長することができる。

１７．意義の申し立て

入札した者は、入札後、この説明書および仕様書ならびに契約書等についての

不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

以上

別添１（封筒記載例）

（オモテ）

入札書在中

工事名　　　ミニトマト栽培施設工事

低コスト耐候性ハウス（連棟型）

工事場所　　青森県階上町赤保内地区

日付　　　　令和７年５月９日

入札者　　　会社名

　　　　　　氏　名

（ウラ）

【注意事項】

１．縦書き、横書きは問わない

２．入札書に押印した印鑑を割印する

３．オモテ面に「入札書在中」と記入し、例のとおり必要事項を記入する

別添２（工事請負契約書案）

収入

印紙

工事請負契約書(案)

　注文者○○○○（以下「甲」という。）と請負人○○○○（以下「乙」と

いう。）は、次のとおり工事請負契約を締結する。

第１条（工事の内容、時期等）

　甲は乙に対し下記内容の工事を注文し、乙はこれを完成させることを約定

した。

記

１　補助事業名：

２　工事名：

３　工事場所：

４　工期：令　和　　　年　　　月　　　日から

令　和　　　年　　　月　　　日まで

５　工事を施工しない日・時間帯：

６　請負代金額：￥○○円

　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　）

７　契約保証金：￥〇〇円

８　保証期間

(1)保証法人の名称：

　　(2)保証金額（保証方法）：

　　(3)保証期間：

９　引渡しの時期：完成の日から○○日以内

（次頁へ）

（全頁より）

第２条（請負代金の支払方法）

　甲は乙に対し、請負代金を次のとおり分割して振込にて支払う。

振込手数料は甲の負担とする。

なお、具体的な支払日時は工事進捗等の事情を鑑み、双方協議のうえ決定

するものとする

１　前払い金（工事着手時）　　　　　　　：　請負代金額２０％

２　中間払い金（工事進捗により決定）　　：　請負代金額３０％

３　完成払い金（完成検査合格、引渡時）　：　請負代金額５０％

第３条（工事の中止、変更の場合の措置）

　甲は、やむを得ない場合には工事内容を変更又は中止することができる。

この場合、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲と乙が協議し

てこれを定める。

甲の都合による工事の中止、変更によって乙が損害を受けたときは、甲は、

その損害金を賠償しなければならない。

第４条（原材料、機械の調達）

　本工事にかかる原材料等は乙が調達する。

第５条　(検査等)

　甲は、目的物の検査を引渡後７日以内を目安に行い、結果を乙に書面通知

する。

この通知書の発送日をもって、目的物の所有権を乙から甲に移転する。

第６条（危険負担）

１　当事者双方の責めに帰することができない事由によって工事ができなくな

ったときは、甲は、反対給付の履行を拒むことができる。

２　甲の責めに帰すべき事由によって工事ができなくなったときは、甲は、反

対給付の履行を拒むことができない。

この場合において、乙は、自己の債務を免れたことによって利益を得たと

きは、これを甲に償還しなければならない。

第７条（履行遅滞の責任を負わない場合）

　乙は、本契約上の義務の履行が、自然災害やテロなど不可抗力による事由に

より遅滞したときは、甲に対し履行遅滞の責を負わない。

なお、乙は、当該事由が生じた場合、甲に対し、ただちに発生を報告する。

（次頁へ）

（前頁より）

第８条（請負代金の変更）

　甲は、予測できない急激な物価変動があった場合、工事の追加や変更があっ

た場合には、請負代金の変更を乙に求めることができる。

第９条（第三者への損害賠償）

　工事施工に伴う、第三者への損害は、乙がその損害を賠償する。

ただし、甲の指示に基づき施工した結果、第三者に損害を及ぼした場合に

は、甲の負担とする。

第10条（契約の解除）

　甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契

約を解除することができる。

１　支払停止（銀行取引停止等）となったとき

２　仮差押、仮処分、差押、滞納処分、破産、民事再生、会社更生、特別清算

の申し立てがあったとき

３　相手方において本契約における重大な違反があったとき

第11条（違約金）

　乙が期日までに仕事を完成せず、目的物を引き渡すことができないときは、

違約金として本工事完成まで1日につき金○○円を甲に支払う。

第12条（合意管轄）

　本件に関し、紛争が生じた場合については、○○地方裁判所を第一審の専属

的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

　本契約に定めのない事項については、相互に協議して定める。

　以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を２通作成し、各自記名・押

印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 　 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

乙 　 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　（以上）